

# 資料編

## 資料編 目次

1	松本市国民保護協議会	
(1)	松本市国民保護協議会条例	1
(2)	松本市国民保護協議会運営規程	2
(3)	松本市国民保護協議会名簿	3
2	関係機関の連絡先	
(1)	松本市	4
(2)	長野県	5
(3)	松本広域消防局	5
(4)	警察	6
(5)	指定地方行政機関	7
(6)	自衛隊	7
(7)	指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係団体等	7
3	松本サリン事件対応状況の概要	11
4	松本市国民保護対策本部組織表及び事務分掌	14
5	松本市指定避難所・指定緊急避難場所	20
6	安否情報	
	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」	25
7	応急公用負担	
	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令」	32
8	報告	
	火災・災害等速報実施要領関係	35
9	用語解説	38

# 松本市国民保護協議会条例

平成18年3月16日

条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、松本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 協議会は、委員50人以内をもって組織する。

## (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

## (部会)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

## (幹事)

第6条 協議会に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 松本市国民保護協議会運営規程

平成18年10月16日

国民保護協議会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、松本市国民保護協議会条例(平成18年条例第2号)第7条の規定に基づき、松本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員は、協議会の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

2 会議の招集は、開会の日前10日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(協議会の会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号)第8条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(幹事の招集)

第6条 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を松本市危機管理部危機管理課に置く。

附 則

この規程は、平成18年10月16日から施行する。

この規程は、令和6年1月5日から施行する。

# 松本市国民保護協議会名簿

令和6年1月

No	法第40条 該当条項	区分	委 員	
			機関名及び職 名	幹 事
	第2項 (会長)	会 長	松本市市長	
1	第4項第1号 (指定地方行政 機関の職員)	委 員	長野労働局松本労働基準監督署長	長野労働局松本労働基準監督署次長
2		委 員	関東農政局長野農政事務所地域第1課長	関東農政局長野農政事務所地域第1課総務係長
3		委 員	中部森林管理局中信森林管理署長	中部森林管理局中信森林管理署総括事務管理官
4		委 員	関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所長	関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所管理係長
5		委 員	北陸地方整備局千曲川河川事務所松本出張所長	北陸地方整備局千曲川河川事務所松本出張所事務係長
6		委 員	北陸地方整備局松本砂防事務所長	北陸地方整備局松本砂防事務所副所長
7		委 員	東京航空局松本空港出張所長	東京航空局松本空港出張所主幹航空管制技術官
8	第4項第2号 (自衛隊)	委 員	陸上自衛隊第13普通科連隊本部管理中隊長	陸上自衛隊第13普通科連隊本部管理中隊長
9	第4項第3号 (県の職員)	委 員	松本地域振興局長	松本地域振興局総務管理課県民生活係長
10		委 員	松本建設事務所長	松本建設事務所維持管理課長
11		委 員	松本保健福祉事務所長	松本保健福祉事務所副所長
12		委 員	松本警察署長	松本警察署管理官兼警備課長 松本警察署管理官兼交通課長
13		委 員	松本空港管理事務所長	松本空港管理事務所企画員
14	第4項第4号 (副市長)	委 員 (会長職務 代理者)	松本市副市長	松本市総合戦略局総合戦略室次長 松本市住民自治局地域づくり課長 松本市総務部行政管理課長 松本市財政部財政課長 松本市健康福祉部福祉政策課長 松本市こども部こども育成課長 松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課長 松本市産業振興部商工課長 松本市文化観光部観光プロモーション課長 松本市交通部交通ネットワーク課長 松本市建設部建設総務課長 松本市上下水道局総務課長
15	第4項第5号 (教育長、消防 長)	委 員	松本市教育長	松本市教育委員会教育政策課長
16		委 員	松本広域消防局長	松本広域消防局警防課長
17	第4項第7号 (指定公共機関 の役員又は職員)	委 員	松本郵便局長	南松本駅前郵便局長
18		委 員	中日本高速道路㈱八王子支社松本保全・サービスセンター所長	中日本高速道路㈱八王子支社松本保全・サービスセンター工務 担当課長
19		委 員	東日本電信電話株式会社長野支店災害対策室長	東日本電信電話株式会社長野支店災害対策室チーフ
20		委 員	中部電力パワーグリッド株式会社松本支社長	中部電力パワーグリッド株式会社松本支社総務グループ長
21		委 員	東京電力パワーグリッド株式会社松本電力所長	東京電力パワーグリッド㈱松本電力所総務グループマネー ジャー
22		委 員	日本通運株式会社松本支店長	日本通運株式会社松本支店次長
23	第4項第7号 (指定地方公共 機関の役員又は職員)	委 員	松本ガス株式会社 代表取締役社長	松本ガス株式会社 取締役総務部長
24		委 員	アルビコ交通株式会社 代表取締役社長	アルビコ交通株式会社 勤務部長
25		委 員	信越放送株式会社 松本放送局長	信越放送株式会社 松本放送局長
26		委 員	株式会社長野放送 中南信支社長	株式会社長野放送 中南信支社長
27		委 員	株式会社テレビ信州 松本支社長	株式会社テレビ信州 報道局中南信報道室室長
28		委 員	長野朝日放送株式会社 中南信支社長	長野朝日放送株式会社中南信支社次長
29		委 員	長野エフエム放送株式会社 代表取締役専務	長野エフエム放送株式会社 常務取締役放送部長
30		委 員	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン 代表取締役社長	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン総務部総務課副部長
31	第4項第8号 (知識又は経験 を有する者)	委 員	松本市消防団長	松本市消防団副団長
32		委 員	松本市町会連合会長	松本市町会連合会副会長
33		委 員	松本市社会福祉協議会会長	松本市社会福祉協議会総務課長
34		委 員	一般社団法人松本市医師会長	一般社団法人松本市医師会事務局長
35		委 員	中信地区輸送協議会会長	中信地区輸送協議会事務局長
36		委 員	松本ハイランド農業協同組合常務理事	松本ハイランド農業協同組合管理部長
37		委 員	松本商工会議所会頭	松本商工会議所管理・経理グループ長
38		委 員	松本市建設事業協同組合理事長	松本市建設事業協同組合専務理事
39		委 員	松本市交通安全協会会長	松本市交通安全協会副会長
40		委 員	松本市PTA連合会長	松本市PTA連合会副会長
41		委 員	松本市水道事業協同組合理事長	松本市水道事業協同組合専務理事

○委員 42名 (含む会長)

○幹事 53名

## 関係機関の連絡先

### (1) 松本市

名 称	所 在 地	電話番号
危機管理課	松本市丸の内3-7	33-9119
消防防災課	松本市丸の内3-7	33-1191
災害対策本部	松本市丸の内3-7	34-3000(代表)
宿日直室	松本市丸の内3-7	34-3000(代表)
記者室	松本市丸の内3-7	32-1435
上下水道局	松本市島立1490-2	昼48-6800 夜47-3560
松本市立病院	松本市波田4417-180	92-3027
四賀の里クリニック	松本市会田1535-1	64-2027
第一地区地域づくりセンター	松本市中央1-18-1	32-1550
第二地区地域づくりセンター	松本市本庄2-3-23	39-3601
第三地区地域づくりセンター	松本市中央4-7-28	36-7040
東部地区地域づくりセンター	松本市女鳥羽2-1-25	36-8565
中央地区地域づくりセンター	松本市大手3-8-1	39-5711
城北地区地域づくりセンター	松本市開智2-3-39	38-0120
安原地区地域づくりセンター	松本市旭2-11-13	39-0701
城東地区地域づくりセンター	松本市元町3-7-1	34-0191
白板地区地域づくりセンター	松本市城西1-6-17-3	35-7740
田川地区地域づくりセンター	松本市渚3-2-7	27-3840
庄内地区地域づくりセンター	松本市出川1-5-9	24-1811
鎌田地区地域づくりセンター	松本市両島5-50	26-0206
松南地区地域づくりセンター	松本市芳野4-1	26-1083
寿台地区地域づくりセンター	松本市寿豊丘649-1	58-6561
松原地区地域づくりセンター	松本市松原39-1	57-2322
島内地区地域づくりセンター ・島内出張所	松本市島内4970-1	47-0264
中山地区地域づくりセンター ・中山出張所	松本市中山3746-1	58-5822
島立地区地域づくりセンター ・島立出張所	松本市島立3298-2	47-2049
新村地区地域づくりセンター ・新村出張所	松本市新村2179-7	48-0375
和田地区地域づくりセンター ・和田出張所	松本市和田2240-31	48-5445
神林地区地域づくりセンター ・神林出張所	松本市神林1557-1	58-2039
笹賀地区地域づくりセンター ・笹賀出張所	松本市笹賀2929	58-2046
芳川地区地域づくりセンター ・芳川出張所	松本市野溝東2-10-1	58-2034
寿地区地域づくりセンター ・寿出張所	松本市寿豊丘424	58-2038
岡田地区地域づくりセンター ・岡田出張所	松本市岡田町517-1	46-2313
入山辺地区地域づくりセンター ・入山辺出張所	松本市入山辺1509-1	32-1389

里山辺地区地域づくりセンター ・里山辺出張所	松本市里山辺2943-1	32-1077
今井地区地域づくりセンター ・今井出張所	松本市今井2231-1	59-2001
内田地区地域づくりセンター ・内田出張所	松本市内田2203-1	58-2494
本郷地区地域づくりセンター ・本郷支所	松本市浅間温泉2-9-1	46-1500
四賀地区地域づくりセンター ・四賀支所	松本市会田1001-1	64-3111
安曇地区地域づくりセンター ・安曇支所	松本市安曇1061-1	94-2301
奈川地区地域づくりセンター ・奈川支所	松本市奈川3301	79-2121
梓川地区地域づくりセンター ・梓川支所	松本市梓川梓2288-3	78-3000
波田地区地域づくりセンター ・波田支所	松本市波田4417-1	92-3001

(2) 長野県

名 称	所 在 地	電話番号
県庁危機管理部危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184
松本地域振興局	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800
松本建設事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800
松本保健所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800
松本保健福祉事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800
奈良井川改良事務所	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7800
消防防災航空センター	松本市空港東9030	85-5512
松本空港管理事務所	松本市空港東8909	58-2517

(3) 松本広域消防局

名 称	所 在 地	電話番号
松本広域消防局	松本市渚1-7-12	25-0119 (緊急119)
丸の内消防署	松本市城西2-1-23	35-2411
丸の内消防署 庄内出張所	松本市出川1-2-15	25-0669
芳川消防署	松本市村村井町南2-1-9	58-4322
芳川消防署 神林出張所	松本市神林5961-1	86-0119
渚消防署	松本市渚1-7-12	25-3988
本郷消防署	松本市浅間温泉2-6-1	46-2700
本郷消防署 山辺出張所	松本市里山辺1434-1	35-8185
梓川消防署	松本市梓川倭65-2	78-2090
梓川消防署 安曇出張所	松本市安曇2819-1	94-2662
明科消防署	安曇野市明科東川手271-4	62-2992
山形消防署	東筑摩郡山形村5997-3	98-4455

## (4) 警察

名 称	所 在 地	電話番号
松本警察署	松本市渚3-11-8	25-0110
北部交番	松本市旭2-11-14	35-2320
東部交番	松本市清水1-7-10	35-3110
大手交番	松本市大手3-3-1	33-5971
松本駅前交番	松本市深志1-1-1	32-1691
島立交番	松本市島立1035	47-3925
高宮交番	松本市高宮南5-30	25-1223
庄内交番	松本市出川1-3-5	25-4433
惣社交番	松本市大字里山辺1380-4	32-0637
浅間温泉交番	松本市浅間温泉2-5-3	46-1944
村井・寿交番	松本市寿中1-36-1	58-2024
村井・寿交番	松本市寿中1-36-1	58-2024
空港北交番	松本市大字神林2722-12	58-2201
波田交番	松本市波田9983-1	92-2040
梓川警察官駐在所	松本市梓川梓2355-1	78-3174
山形村警察官駐在所	東筑摩郡山形村3901-4	98-2019
四賀警察官駐在所	松本市会田1010-1	64-2028
安曇警察官駐在所	松本市安曇751-4	94-2110
奈川警察官駐在所	松本市奈川4237-1	79-2028
高速道路交通警察隊 松本分駐隊	松本市島立1347	47-8353
鉄道警察隊 松本分駐隊	松本市深志1-1-1	32-2898
長野県警察航空隊	松本市空港東8901	58-2053
松本空港警備派出所	松本市空港東8909	58-4716



## (5) 指定地方行政機関（国の地方機関）

名 称	所 在 地	電話番号
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738
国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所 松本出張所	松本市島内1666-1126	47-2199
国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所	松本市元町1-8-28	昼33-1115 夜82-3969
国土交通省 東京航空局 松本空港出張所	松本市空港東8928	50-3111
環境省 中部地方環境事務所 松本自然環境事務所	松本市安曇124-7	94-2024
関東地方整備局 長野国道工事事務所 松本国道出張所	松本市芳野7-18	25-5752
林野庁 中部森林管理局 中信森林管理署	松本市島立1256-1	47-4751
農林水産省 関東農政局 長野県拠点	長野市旭町1108	026-233-2500
厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署	松本市島立1696	48-5693
北陸信越運輸局 長野運輸支局	長野市西和田1-35-4	026-243-4384
総務省 信越総合通信局	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-234-9963
関東財務局 長野財務事務所	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-234-5123

## (6) 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	26-2766
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-333-2108

## (7) 指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係団体等

## ア 通信、電力、ガス

名 称	所 在 地	電話番号
東日本電信電話（株） 長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4389
中部電力パワーグリッド(株) 松本支社	松本市埋橋1-5-3	34-3750
東京電力パワーグリッド(株) 松本事業所	松本市中央4-1-17	33-0220
東京電力リニューアブルパワー(株) 松本事業所	松本市波田10195-2	92-2206
松本ガス株式会社	松本市渚2-7-9	25-6060

イ 放送事業者、報道機関

名 称	所 在 地	電話番号
長野朝日放送(株) 中南信支社	松本市深志2-5-26 (松本第一ビル8階)	34-9800 34-9834
信越放送(株) 松本放送局	松本市深志3-7-13	32-3814 36-0169
NHK長野放送局 松本支局	松本市深志3-10-3	32-2058 36-7857
(株)長野放送 中南信支社	松本市深志1-2-11 (昭和ビル内)	35-5256 36-6317
(株)テレビ信州 松本報道部	松本市丸の内4-18	36-5314 36-2036
長野エフエム放送(株)	松本市本庄1-13-5	33-4400 33-4401
エフエム松本(株)	松本市筑摩1-11-30	88-2430 88-2432
朝日新聞 松本支局	松本市大手2-8-17	32-3473 32-3475
産経新聞 長野支局	長野市北石堂町1182 ベイユビル3階	026-223-1212 026-291-5318
時事通信 松本支局	松本市丸の内8-3 (丸の内ビル)	026-232-3230 026-232-3551
信濃毎日新聞社	松本市宮田2-10	25-2151 27-2050
中日新聞 松本支局	松本市深志1-1-19	32-3453 36-7800
読売新聞 松本支局	松本市大手3-5-20	32-3490 35-6196
日本経済新聞 松本支局	松本市深志2-5-26 (松本第1ビル4階)	36-3007 35-7065
共同通信 長野支局	長野市南県町657 (信毎ビル内)	026-232-2219 026-233-3112
(株)市民タイムス	松本市島立堀米新田800	47-7774 47-1654
新建新聞社 中信支局	松本市大手1-9-14(フキビル3階)	34-1101 34-1105
(株)テレビ松本ケーブルビジョン	松本市里山辺3044-1	35-1008 36-4001
(株)松本平タウン情報	松本市宮田2-20	28-9080 29-0744
月刊イクジィまつもと	松本市市場2-16(土田ビル2階)	29-2955 29-2956
松本ガス株式会社	松本市渚2-7-9	25-6060

ウ 医療機関

名 称	所 在 地	電話番号
信州大学医学部附属病院(管理課)	松本市旭3-1-1	35-4600(代)
国立病院機構 まつもと医療センター	松本市村井町南2-20-30	58-4567
相澤病院	松本市本庄2-5-1	33-8600
藤森病院	松本市中央2-9-8	33-3672
丸の内病院	松本市渚1-7-15	33-0385
一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093	28-3003
上條記念病院	松本市村井町西2-16-1	57-3800
城西病院	松本市城西1-5-16	33-6400
松本協立病院	松本市市上9-26	35-5300
松本市立病院	松本市波田4417-180	92-3027
(一社)松本市医師会	松本市城西2-5-5	32-1631
(一社)松本市歯科医師会	松本市深志2-3-21	33-2354
(一社)松本薬剤師会	松本市中央4-9-63	39-2557

エ 輸送機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本旅客鉄道(株) 松本駅	松本市深志1-1-1	36-6071
アルピコ交通(株)	松本市井川城2-1-1	26-7000
中信地区輸送協議会	松本市笹賀7570-2	57-1919
日本通運(株)松本支店	松本市出川1-3	26-3311
松本タクシー(株)	松本市中央1-2-2	33-1141
第一交通(株)	松本市渚2-8-20	27-3332
アルピコタクシー松本(株)	松本市白板2-4-1	32-5151
名鉄交通(株)	松本市庄内2-3637-2	27-4444
相互タクシー(株)	松本市筑摩4-12-6	26-0005
アルプス交通(株)	松本市小屋南2-18-22	58-2021
メトバタクシー(株)	松本市浅間温泉3-1-23	46-1818
中信トラック協同組合	松本市笹賀7570-2	86-0055

オ その他関係機関

名 称	所 在 地	電話番号
松本郵便局	松本市中央2-7-5	35-0072
生活協同組合コープながの	長野市篠ノ井御幣川668	026-261-1223
松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1-2-16	26-1400
あづみ農業協同組合	安曇野市豊科4270-6	72-2930
(株)アップルランド	松本市今井7155-28	85-1241
イオンリテール(株)北陸信越カンパニー 長野事業部	松本市双葉5-20	29-1029
松本広域森林組合	安曇野市三郷温4000	77-2413
松本商工会議所	松本市中央1-23-1	32-5355
(社)松本市社会福祉協議会	松本市双葉4-16	27-2000
日赤松本市奉仕団	松本市双葉4-16	27-2000
松本市建設事業協同組合	松本市開智2-3-37	33-5768
松本市環境衛生協議会	松本市丸の内3-7	34-3000
松本市緑化協会	松本市島立713	47-6303
松本市水道事業協同組合	松本市島内1687-8	47-2149
松本交通安全協会	松本市渚3-11-8	27-3015
(一社)松本労働基準協会	松本市島内3427-51	40-3600
松本市防火管理協会	松本市渚1-7-12 (広域消防局内予防課)	25-0119
松本市消防団	松本市丸の内3-7	33-1191
松本市町会連合会	松本市丸の内3-7	34-3000
松本市防災連合会	松本市丸の内3-7	33-9119
松本市女性団体連絡協議会	松本市南原1-25-12	25-4865
松本市PTA連合会	松本市県3-1-1 あがたの森文化会館内	33-1373
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	34-3500
松本市内旅館組合連合会	松本市深志3-7-43	33-5025
長野県LPガス協会松本支部	松本市島立1020(松本合同庁舎内)	47-7843
(社)長野県建築士会松筑支部	松本市開智2-3-37	35-3302

### 松本サリン事件対応状況の概要

●発生日時	平成6年6月27日(月) 23時09分 119番通報覚知(松本広域消防局)
●発生場所	松本市北深志1丁目13番付近
●気象状況	6月27日23時現在 ○天候 雨 ○風向・風速 南西(0.5m) ○気温 20.4℃ ○湿度 95%
●初動対応	<p>6月27日(月)</p> <p>23:09 119番受信「女性が息苦しい旨救急要請」</p> <p>23:10 松本広域消防局丸の内消防署 救急隊出動</p> <p>23:14 現場到着(傷病者が通報時の1人から3人に増えていて異常を感じる。)</p> <p>23:30 病院到着 事態が異常であることから松本警察署へ連絡</p> <p>23:36 広域消防局から松本市水道局へ連絡(水質検査の依頼)</p> <p>23:49 広域消防局偵察隊を派遣(現場周囲の調査を開始)</p> <p>23:51 広域消防局から松本ガスへ通報</p> <p>6月28日(火)</p> <p>0:00 松本市水道局 消防局から第1報</p> <p>0:05 119番受信「友人が気持ちが悪い。」 119番受信「息苦しい。」</p> <p>0:09 各救急隊(2隊出動 5人収容)</p> <p>0:10 消防局職員招集</p> <p>0:10 水道局 島内第2水源地送水ポンプを手動停止</p> <p>0:10 水道局 夜勤者 2名(1名城山配水地・1名現場)出動</p> <p>0:20 消防局 水槽隊出動</p> <p>0:23 消防局 ドクターカー出動</p> <p>0:26 救急隊(5人収容)</p> <p>0:27 消防局 松本市総務部へ通報</p> <p>0:40 水道局 現場付近の給水栓から採水し口に含み、異常は確認されず。</p> <p>0:44 救急隊(5人収容)(以降2:26までに8回18人収容)</p> <p>0:50 水道局 水質検査担当が現場出動</p> <p>0:55 松本市消防団第1分団出動</p> <p>1:00 消防局 現場指揮本部設置</p> <p>1:10 消防局から市内の医療機関へ収容要請</p> <p>1:55 消防局から収容病院へ調査のため出向</p> <p>2:00 消防局から長野県松本保健所へ通報</p> <p>3:30 消防局 報道機関に現地発表</p> <p>4:00 水道局 現場状況、住民の話等から原因は水道によるものではないと判断</p> <p>5:10 松本市教育委員会 事故発生確認(保護者経由校長から)</p> <p>5:20 現場指揮本部解散</p> <p>6:15 関係小中学校 職員会議 通学路の安全確認、迂回登校を指示 児童生徒の被害状況確認と健康観察の実施を決定 プールの使用禁止</p> <p>9:00 松本市助役以下関係所管部で今後の対応を打合せ</p> <p>9:00 助役から、城北地区町会連合会長を通じて各町会へ事故概要の周知</p> <p>9:00 教委 小中学校へプール、上水道の水質検査を指示</p> <p>9:00 下水道部 調査開始</p> <p>10:20 市長 帰松(名古屋出張中 予定を変更)</p> <p>10:30 松本市中毒事故対策本部(組織表は別表1)を設置</p> <p>10:45 三役が現場視察</p> <p>13:30 第2回対策本部会議</p> <p>15:30 入院被災者:6病院 56人</p> <p>19:00 助役 開智健康センターで住民への説明 ・健康診断の奨励 ・初診料等への助成</p> <p>20:00 入院被災者:6病院 50人</p>

●被災者の概要 (H6.7.29本部 会議資料によ る。)	○死亡	7人	医療機関別の収容・受診者状況	
	○重症	5人	○信州大学附属病院	32人(2)
	○中軽症	74人	○相澤病院	25人(6)
	○医療機関への受診者	147人	○城西病院	20人(4)
			○松本協立病院	24人(16)
			○丸の内病院	108人(9)
			○県救急センター	2人
			○その他医療機関	17人
			○現場死亡	5人
			( )は消防局による搬送人員	
●原因物質については、平成6年7月3日に長野県が原因物質を「サリン」と推定すると発表				
●後に本事件は、オウム真理教による犯行であることが判明				

●別表1 松本市中毒事故対策本部(H6.6.28~H6.8.1)及び対応内容(6.29対策本部資料)

対策本部長	市長	
対策副本部長	助役、収入役	
企画部	部長、企画調整幹	○総合調整
総務部	部長、市民課長、消防防災課長	○被災者の身元確認及び家族への連絡
財政部	部長、財政課長	
生活環境部	部長、市民生活課長、環境公害課長	○被災者への見舞い ○現場周辺の池、側溝の水質検査
社会部	部長、福祉計画課長	○避難場所の確保 ○健康診断の奨励 (○症状に関するアンケートの実施及び健康診断の実施) ( )は後に追加
建設部	部長、建築課長	○緊急住宅の用意
都市開発部	部長、建築指導課長	○被災建物の状況把握
下水道部	部長、下水道管理課長	○下水道の敷設状況調査と安全対策
水道局	局長、送配水課長	○水道水検査、上水道水源の巡視点検
教育委員会	次長、学校教育課長	○周辺児童の安全対策 ○周辺通学路の安全確保
松本広域消防局	局長、警防課長	○地域住民の安全対策
★事務局：総務部 消防防災課 ★対策本部：総務部長室		

●広域消防局の出動状況

・指揮班	1隊	4名	
・総務班		3名	
・情報調査班	3隊	6名	
・通信班		11名	
・救急隊	5隊	15名	
・救助隊	1隊	3名	
・ポンプ車隊	1隊	4名	
・ドクターカー隊	1隊	3名	
・水槽車隊	2隊	7名	
・その他車両	3隊	15名	
・署所待機		22名	
			計 17隊 93名

●消防団の出動状況

・ポンプ車隊	1隊		
・積載車隊	1隊	25名	
			計 2隊 25名

●6月28日以降の主な経緯

- 6月29日 8:00 ・第3回対策本部会議  
9:00 ・健康相談、初診料等助成の関係資料の受付開始（開智保健センター）  
・6町会へ、「健康診断の奨励と初診料の助成」文書を回覧要請  
18:00 ・入院被災者： 6病院 38人
- 30日 16:00 ・第4回対策本部会議  
・医療機関治療関係者により意見交換、情報交換の会議開催  
18:00 ・入院被災者： 6病院 39人
- 7月 1日 9:00 ・松本市議会議員協議会へ報告  
・健康相談窓口を市民健康課へ移設  
・死亡者（7名）の葬儀がそれぞれの故郷で営まれ、弔電、見舞金対応  
18:00 ・入院被災者： 5病院 35人
- 2日 18:00 ・入院被災者： 5病院 33人
- 3日 18:00 ・入院被災者： 5病院 27人
- 4日 17:30 ・治療担当者会議
- 7日 18:30 ・松本市地域包括医療協議会においてアンケート調査及び健康診断実施のため小委員会設置  
18:00 ・入院被災者： 5病院 13人
- 8日 18:00 ・入院被災者： 5病院 9人
- 13日 15:00 ・入院被災者： 4病院 7人  
15:30 ・第5回対策本部会議
- 14日 19:00 ・地元住民の不安解消のため保健所、医師会、医療機関の協力を得て健康管理説明会開催
- 14日～16日 ・現場対応職員の健康診断実施
- 14日～18日 ・健康に関する住民アンケート実施（対象 9町会 1,002世帯 2,000人）
- 17日 18:00 ・入院被災者： 1病院 2人
- 19日 ・6病院の医師による2回目の連絡会議開催
- 21日 ・入院被災者： 2病院 3人（1人再入院）
- 23日～24日 ・市包括医療協議会の協力を得て、住民の希望者155人に健康診断実施
- 25日 16:40 ・第6回対策本部会議
- 8月 1日 ・対策本部解散  
・松本市中毒事故健康相談窓口を市民健康課に設置 健康相談を継続

●関係資料

「松本市の保健衛生 22巻別冊 松本市の健康危機管理体制」  
（松本市地域包括医療協議会・松本市 平成12年3月）

松本市国民保護対策本部組織表及び各部局の事務分掌

部	分掌事務
指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民の保護のための措置の総括に関すること。</li> <li>2 本部設置の通知に関すること。</li> <li>3 本部長命令に関すること。</li> <li>4 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</li> <li>5 本部の設置、運営及び解散に関すること。</li> <li>6 本部会議の開催・運営に関すること。</li> <li>7 現地対策本部及び現地調整所の設置、運営及び解散に関すること。</li> <li>8 国民保護措置の全般の企画立案に関すること。</li> <li>9 国（県）からの警報の受領・伝達に関すること。</li> <li>10 各部の応急対策の進行管理に関すること。</li> <li>11 自衛隊の派遣要請に関すること。</li> <li>12 避難所の統制に関すること。</li> <li>13 臨時避難所の指定及び廃止に関すること。</li> <li>14 避難実施要領の策定に関すること。</li> <li>15 避難指示及び避難誘導に関すること。</li> <li>16 武力攻撃災害発生時の緊急通報の受領・伝達に関すること。</li> <li>17 武力攻撃災害発生時の警戒区域の設定に関すること。</li> <li>18 外部機関（国、県、他市町村、消防、自衛隊、警察、フィンフィン関係機関等）との連絡調整に関すること。</li> <li>19 総括的情報収集管理に関すること。</li> <li>20 安否情報の収集体制に関すること。</li> <li>21 防災無線等通信機器の統制及び活用に関すること。</li> <li>22 食糧、物資等の統制に関すること。</li> <li>23 ヘリコプター等航空力の運用に関すること。</li> <li>24 危険物施設に関する応急対策に関すること。</li> <li>25 特殊標章（赤十字標章を除く。）等の交付及び管理に関すること。</li> <li>26 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。</li> <li>27 市民への臨時広報に関すること。</li> <li>28 報道機関への情報提供に関すること。</li> <li>29 本部長（市長）及び第1副本部長及び第2副本長（副市長）の秘書に関すること。</li> </ol>
総合戦略局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</li> <li>3 本部会議の開催・運営の応援に関すること。</li> <li>4 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</li> <li>5 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</li> <li>7 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</li> <li>9 復興計画の策定に関すること。</li> <li>10 テレホンセンターの設置・運営に関すること。</li> <li>11 コンピュータシステム及びネットワークの復旧に関すること。</li> <li>12 観光業関係の被害調査に関すること。</li> <li>13 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関すること。</li> <li>14 他部事務の応援に関すること。</li> </ol>
住民自治局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</li> <li>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</li> <li>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</li> <li>8 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること。</li> </ol>



部	分掌事務
	9 災害救護資金の貸付けに関する事。 10 地域づくりセンター（支所・出張所）を拠点としての被害状況調査、情報収集・伝達に関する事。” 11 町会との連絡調整に関する事。 12 被災者・避難者の市民相談に関する事。 13 要配慮者（外国人）に関する事。 14 他部事務の応援に関する事。
総務部	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 視察者・見舞者の対応に関する事。 9 市議会の招集に関する事。 10 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する事。 11 派遣職員の受入れに関する事。 12 避難所施設の応急修理に関する事。 13 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関する事。 14 教育施設の復旧に関する事。 15 被災した住宅の応急修理に関する事。 16 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関する事。 17 他部事務の応援に関する事。
財政部	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 家屋被害の調査、整理及び調書の作成に関する事。 9 り災証明の発行に関する事。 10 災害関係の予算及び資金計画に関する事。 11 市役所庁舎の被害状況調査及び応急対策に関する事。 12 市有財産の被害状況の集約に関する事。 13 応急仮設住宅等の応急対策用地確保の協力に関する事。 14 応急対策用資機材の調達に関する事。 15 公用車の配車及び運行計画に関する事。 16 応急対策経費の出納に関する事。 17 武力攻撃災害時の出納の処理方法に関する事。 18 義援金、見舞金その他金銭の収納保管に関する事。 19 被災者・避難者の税の減免に関する事。 20 他部事務の応援に関する事。

部	分掌事務
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 救護班の設置に関する事。</li> <li>9 医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関する事。</li> <li>10 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>11 救護班の医薬品、衛生材料及び救護資機材の確保に関する事。</li> <li>12 被災者・避難者の健康相談に関する事。</li> <li>13 感染症の予防及びまん延防止に関する事。</li> <li>14 食品衛生対策に関する事。</li> <li>15 環境衛生対策に関する事。</li> <li>16 飼養動物（ペット）及び被災動物対策に関する事。</li> <li>17 国民保護法による救援事務に関する事。</li> <li>18 要配慮者の安否確認に関する事。</li> <li>19 福祉避難所等の確保に関する事。</li> <li>20 福祉避難所の設置、運営に関する事。</li> <li>21 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。</li> <li>22 国民保護法の救援による要救援者の認定に関する事。（応急修理、障害物の排除等）</li> <li>23 義援金及び義援物資の配分に関する事。</li> <li>24 ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関する事。</li> <li>25 社会福祉施設の被害調査に関する事。</li> <li>26 他部事務の応援に関する事。</li> </ol>
こども部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 炊き出し等による食品の給与に関する事。</li> <li>9 日赤奉仕団との連絡調整（避難・救護関係）に関する事。</li> <li>10 要配慮者の安否確認に関する事。</li> <li>11 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。</li> <li>12 社会福祉施設の被害調査に関する事。</li> <li>13 応急保育に関する事。</li> <li>14 園児等の避難及び安否確認に関する事。</li> <li>15 国民保護法による救援事務に関する事。</li> <li>16 他部事務の応援に関する事。</li> </ol>
環境エネルギー部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策、復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 武力攻撃災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関する事。</li> <li>9 廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関する事。</li> <li>10 廃棄物の収集・運搬・処理に関する事。</li> <li>11 仮設トイレ対策に関する事。</li> <li>12 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。</li> </ol>

部	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 3 衛生協議会への活動要請に関する事。</li> <li>1 4 危険物等の事故調査に関する事。</li> <li>1 5 遺体安置所の設置及び遺体の受入れ、引渡し等に関する事。</li> <li>1 6 遺体の埋火葬に関する事。</li> <li>1 7 林業関係の被害調査に関する事。</li> <li>1 8 林業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>1 9 林野火災等の被害調査に関する事。</li> <li>2 0 土砂災害等（山間部）の被害調査に関する事。</li> <li>2 1 復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>2 2 他部事務の応援に関する事。</li> </ul>
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 商工業事業資金の融資に関する事。</li> <li>9 生活必需品の調達及び供給に関する事。</li> <li>1 0 物資の輸送、輸送協定先への協力要請及び輸送従事者の確保に関する事。</li> <li>1 1 商工業関係及び労働福祉施設等の被害調査に関する事。</li> <li>1 2 労働者雇用等の連絡調整に関する事。</li> <li>1 3 食糧品等の調達及び供給に関する事。</li> <li>1 4 公設卸売市場間の災害時相互応援協定に関する事。</li> <li>1 5 農業関係の被害調査に関する事。</li> <li>1 6 農業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>1 7 営農資金の融資に関する事。</li> <li>1 8 農業共済金に関する事。</li> <li>1 9 復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>2 0 家畜伝染病の防疫及び対策に関する事。</li> <li>2 1 他部事務の応援に関する事。</li> </ul>
文化観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 観光業関係の被害調査に関する事。</li> <li>9 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関する事。</li> <li>1 0 指定避難所施設の開設・管理に関する事。</li> <li>1 1 テレホンセンターの設置・運営の応援に関する事。</li> <li>1 2 他部事務の応援に関する事。</li> </ul>
交通部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>6 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 公共交通機関の被害・運行状況調査に関する事。</li> <li>9 緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画に関する事。</li> <li>1 0 他部事務の応援に関する事。</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> </ul>

部	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 道路・橋梁・河川・水路・堤防等の被害調査、応急措置及び復旧に関する事。</li> <li>9 障害物の除去及び調書の作成に関する事。</li> <li>10 公共土木施設の被害調査に関する事。</li> <li>11 建設事業協同組合、測量設計事業協同組合、緑化協会との連絡調整及び業者への協力要請に関する事。</li> <li>12 緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画に関する事。</li> <li>13 道路の交通規制及び迂回路に関する事。</li> <li>14 復旧資器材の確保に関する事。</li> <li>15 応急危険度判定（建築物、宅地）に関する事。</li> <li>16 避難所施設の安全確認に関する事。</li> <li>17 応急仮設住宅の入居者受入れ及び調書の作成に関する事。</li> <li>18 応急仮設住宅等の応急対策用地の確保に関する事。</li> <li>19 他部事務の応援に関する事。</li> </ul>
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</li> <li>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</li> <li>7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。</li> <li>8 被災者・避難者への応急給水対策に関する事。</li> <li>9 断水等の広報活動に関する事。</li> <li>10 復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>11 飲料水の確保に関する事。</li> <li>12 上下水道施設の応急対策、被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>13 上下水道の情報収集に関する事。</li> <li>14 災害時支援団体への協力要請に関する事。</li> </ul>

部	分掌事務
	1 5 上下水道事業の応急対策経費の出納に関する事。 1 6 他部事務の応援に関する事。
病院局	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 傷病人の応急救護及び医療機関への緊急輸送に関する事。 9 救急医療品の調達に関する事。 1 0 輸血、保存血液の緊急確保に関する事。 1 1 緊急時助産施設対応に関する事。 1 2 他部事務の応援に関する事。
教育委員会 事務局	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 第3副本部長（教育長）の秘書に関する事。 9 被災・避難した児童生徒の応急教育及び学校給食に関する事。 1 0 児童、生徒の避難及び安否確認に関する事。 1 1 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 1 2 学用品の給与に関する事。 1 3 PTA等への協力要請に関する事。 1 4 他部事務の応援に関する事。
議会事務局	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 6 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 7 部内の被災情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 市議会との連絡調整に関する事。

## 松本市指定避難所・指定緊急避難場所

避難場所の区分：●は指定避難所（指定緊急避難場所を兼ねる）、○は指定緊急避難場所

No.	区分	施設・場所名	所在地	想定収容人数（人/2㎡）	想定収容人数（人/3㎡）	要援護者優先
1	●	Mウイング	松本市中央1-18-1	867	615	
2	○	駅前記念公園	松本市本庄1-907	1820		
3	○	中央西公園（花時計公園）	松本市中央2-9	1250		
4	●	松本市駅前会館	松本市深志2-3-21	135	96	
5	●	第二地区公民館	松本市本庄2-3-23	163	116	○
6	●	まつもと市民芸術館	松本市深志3-10-1	3181	2242	
7	●	源池小学校	松本市県3-5-1	2927	637	
8	●	松本市勤労者福祉センター	松本市中央4-7-26	833	592	
9	●	第三地区公民館	松本市中央4-7-28	91	64	○
10	●	トライあい・松本	松本市中央4-7-28	198	141	○
11	●	松本市弓道場	松本市中央4-7-28	283	201	○
12	●	松本県ヶ丘高等学校	松本市県2-1-1	5700	642	
13	○	あがたの森公園	松本市県3-2102-4	9090		
14	○	蚕糸記念公園	松本市県1-3-20	5780		
15	●	清水小学校	松本市清水2-8-18	3644	794	
16	●	清水中学校	松本市清水2-7-12	5229	866	
17	○	惣社公園	松本市惣社600-1	6500		
18	●	東部公民館	松本市女鳥羽2-1-25	167	118	○
19	●	大手公民館	松本市大手3-8-1	168	120	○
20	○	松本城公園	松本市丸の内4-1	14540		
21	●	開智小学校	松本市開智2-4-51	4507	875	
22	●	松本深志高等学校	松本市蟻ヶ崎3-8-1	4870	680	
23	●	城北公民館	松本市開智2-3-39	169	119	○
24	○	開智公園テニスコート	松本市開智2-4-12	1480		
25	○	沢村公園テニスコート	松本市沢村2-1824-2	1800		
26	●	信州大学附属小学校	松本市桐1-3-1	2391	458	
27	●	信州大学附属中学校	松本市桐1-3-1	3139	529	
28	●	信州大学	松本市旭3-1-1	983	701	
29	○	信州大学（グラウンド）	松本市旭3-1-1	5940		
30	○	信州大学（野球場）	松本市旭3-1-1	6000		
31	●	安原地区公民館	松本市旭2-11-13	161	114	○
32	●	旭町中学校	松本市旭3-7-1	8660	830	
33	●	旭町小学校	松本市旭2-4-4	3516	863	
34	●	松本美須ヶ丘高等学校	松本市美須ヶ2-1	880	350	
35	●	総合体育館	松本市美須ヶ5-1	11481	1080	
36	●	城東公民館	松本市元町3-7-1	158	113	○
37	●	丸ノ内中学校	松本市宮淵3-6-1	5175	695	
38	●	松本蟻ヶ崎高等学校	松本市蟻ヶ崎1-1-54	1977	634	
39	●	白板地区公民館	松本市城西1-6-17-3	106	76	○
40	●	田川小学校	松本市渚1-5-34	3435	844	
41	●	田川公民館	松本市渚3-2-7	122	87	○
42	●	並柳小学校	松本市並柳4-9-1	3256	669	
43	●	筑摩小学校	松本市筑摩1-8-1	4760	796	
44	●	ゆめひろば庄内	松本市出川1-5-9	492	350	

No.	区分	施設・場所名	所在地	想定収容人数 (人/2㎡)	想定収容人数 (人/3㎡)	要援護者優先
45	●	松本工業高等学校	松本市筑摩4-11-1	9070	370	
46	●	開成中学校	松本市神田2-7-1	3969	659	
47	○	庄内公園	松本市出川1-13	10000		
48	○	庄内北公園	松本市筑摩1-25	550		
49	○	並柳運動広場	松本市並柳4-615	2700		
50	●	鎌田中学校	松本市鎌田2-3-56	3633	935	
51	●	鎌田小学校	松本市鎌田1-8-1	2829	991	
52	●	鎌田体育館	松本市両島5-50	294	210	
53	●	鎌田地区公民館	松本市両島5-50	143	102	○
54	●	信明中学校	松本市石芝3-3-20	2763	801	
55	○	両島浄化センター運動広場	松本市両島3-1	5660		
56	○	高宮北公園	松本市高宮北375-2	2450		
57	●	開明小学校	松本市宮田11-41	5124	1057	
58	●	松南地区公民館	松本市芳野4-1	276	198	○
59	●	南部体育館	松本市芳野4-1	615	439	
60	●	島内小学校	松本市島内5323	3599	952	
61	●	松島中学校	松本市島内3986	5215	927	
62	●	島内体育館	松本市島内1666-700	334	238	
63	●	島内公民館	松本市島内4970-1	170	121	○
64	●	音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール)	松本市島内4351	881	611	
65	○	島内公園	松本市島内4347-1	6000		
66	○	平瀬運動公園運動広場	松本市島内7576-3	4140		
67	○	平瀬運動公園野球場	松本市島内7554-3	4320		
68	○	あずさ運動場	松本市島内1666 - 777	8750		
69	○	青年の家グラウンド	松本市島内8880	1800		
70	●	中山小学校	松本市中山3517	3618	603	
71	●	中山公民館	松本市中山3746-1	160	114	○
72	○	棚峯公園	松本市中山台5191-155	1550		
73	●	島立小学校	松本市島立3298	3082	624	
74	●	島立体育館	松本市島立3298-2	305	217	
75	●	島立公民館	松本市島立3298-2	137	96	○
76	●	高綱中学校	松本市島立4416	6773	704	
77	●	松本筑摩高等学校	松本市島立2237	3979	472	
78	○	島立運動広場	松本市島立1213	8960		
79	●	松本大学	松本市新村2095-1	12250	1030	
80	●	新村公民館	松本市新村2179-7	180	128	○
81	●	芝沢体育館	松本市和田1050-2	338	241	
82	○	芝沢運動広場	松本市和田1058-2	3060		
83	●	芝沢小学校	松本市和田1118	6849	656	
84	●	和田公民館	松本市和田2240-31	136	96	○
85	○	臨空工業団地体育館	松本市和田4010-26	311		
86	○	和田運動広場	松本市和田850-1	5660		
87	●	神林体育館	松本市神林1558	328	235	
88	●	神林公民館	松本市神林1557-1	143	101	○
89	○	神林農村広場	松本市神林1558	580		
90	●	菅野中学校	松本市笹賀3475	1649	731	

No.	区分	施設・場所名	所在地	想定収容人数 (人/2㎡)	想定収容人数 (人/3㎡)	要援護者優先
91	●	菅野小学校	松本市笹賀3460	11542	849	
92	●	二子小学校	松本市笹賀5921	6514	676	
93	●	松本短期大学	松本市笹賀3118	3272	194	
94	●	笹賀公民館	松本市笹賀2929	320	228	○
95	○	笹賀運動広場	松本市笹賀119-1	5260		
96	○	大久保原公園	松本市笹賀5652-37	4890		
97	●	芳川小学校	松本市小屋北2-5-1	5831	1018	
98	●	芳川体育館	松本市野溝東2-10-1	300	214	
99	●	芳川公民館	松本市野溝東2-10-1	158	113	○
100	●	筑摩野中学校	松本市村井町北2-11-1	13129	1080	
101	●	松本国際高等学校	松本市村井町南3-6-25	1953	519	
102	○	南部公園	松本市平田東1-963-3	15500		
103	○	芳川公園	松本市小屋北1-18-1	10000		
104	●	寿小学校	松本市寿豊丘1004	4134	1081	
105	●	寿公民館	松本市寿豊丘424	124	88	○
106	●	寿体育館	松本市寿豊丘424	308	220	
107	●	田川高等学校	塩尻市広丘吉田2645	4830	693	
108	○	寿運動広場	松本市寿北6-849	5040		
109	○	竹淵運動広場	松本市寿北6-348-4	750		
110	●	寿台体育館	松本市寿台6-2-1	317	227	
111	●	寿台公民館	松本市寿豊丘649-1	138	98	○
112	○	寿台公園	松本市寿台1-243	5500		
113	●	明善小学校	松本市寿豊丘813	7336	875	
114	●	明善中学校	松本市寿豊丘812-1	5800	660	
115	●	岡田小学校	松本市岡田松岡519	3667	618	
116	●	岡田体育館	松本市岡田町488-3	295	211	
117	●	岡田公民館	松本市岡田町517-1	166	117	○
118	○	岡田運動広場	松本市岡田町5080-9	7250		
119	●	山辺小学校	松本市入山辺34	5222	861	
120	●	入山辺公民館	松本市入山辺1509-1	256	182	○
121	●	松風園	松本市入山辺1509-1	36	25	
122	○	入山辺運動広場	松本市入山辺1489-1	2210		
123	●	山辺中学校	松本市里山辺3326	5748	672	
124	●	里山辺体育館	松本市里山辺2920-3	385	274	
125	●	教育文化センター	松本市里山辺2930-1	180	166	○
126	○	山辺運動広場	松本市里山辺2836	1180		
127	●	里山辺公民館	松本市里山辺2943-1	4280	128	
128	●	今井小学校	松本市今井1616	3876	551	
129	●	今井体育館	松本市今井2231-1	169	121	
130	●	今井公民館	松本市今井2231-1	191	135	○
131	●	松本平広城公園体育館	松本市今井3443	298	213	
132	○	今井運動広場	松本市今井1598	4050		
133	●	鉢盛中学校	東筑摩郡朝日村大字古見3332-5	10707	434	
134	●	内田体育館	松本市内田758-1	297	212	
135	●	内田公民館	松本市内田2203-1	112	80	○
136	○	内田運動広場	松本市内田841	8710		



No.	区分	施設・場所名	所在地	想定収容人数 (人/2㎡)	想定収容人数 (人/3㎡)	要援護者優先
137	●	松本第一高等学校	松本市浅間温泉1-4-17	470	335	
138	●	浅間温泉文化センター	松本市浅間温泉2-6-1	461	328	
139	●	本郷公民館	松本市浅間温泉2-9-1	179	128	○
140	●	本郷小学校	松本市浅間温泉2-9-5	4773	613	
141	●	女鳥羽中学校	松本市原1085-2	4548	729	
142	○	浅間温泉テニスコート	松本市浅間温泉1-9-2	4140		
143	○	横田運動広場	松本市横田4-413	2930		
144	○	松本市野球場	松本市浅間温泉1-9-1	20960		
145	○	松原中央公園	松本市松原91	3500		
146	●	松原地区公民館	松本市松原39-1	128	92	○
147	●	錦部保育園	松本市七嵐85-2	115	82	
148	●	四賀保健センター	松本市七嵐85-2	51	36	
149	●	双葉保育園	松本市会田696	133	94	
150	●	四賀支所	松本市会田1001-1	286	203	
151	●	四賀デイサービスセンターぶくぶくの郷	松本市会田1098	80	57	○
152	●	四賀小学校	松本市会田1113	4319	498	
153	●	会田中学校	松本市会田8923	5424	553	
154	●	坊主山クラインガルテン体験学習施設	松本市取出481-1	77	55	
155	●	松茸山荘別館 東山館	松本市穴沢756	196	136	
156	●	多目的研修ふれあいセンター	松本市穴沢98-1	56	40	
157	●	旧中川小学校	松本市中川1582	1335	105	
158	●	緑ヶ丘クラインガルテン体験学習施設	松本市中川1747	200	142	
159	●	旧五常小学校	松本市五常6391	1296	189	
160	●	五常集落生活環境施設	松本市五常6897-1	50	35	
161	○	穴沢運動公園	松本市取出121	2280		
162	○	四賀B&G海洋センター(屋外)	松本市穴沢779	900		
163	○	錦部運動広場(旧錦部小学校校庭)	松本市七嵐224	2330		
164	○	旧会田小学校校庭	松本市会田518	1220		
165	●	安曇保健福祉センター	松本市安曇88-1	212	148	
166	●	アルプスの郷	松本市安曇209-1	72	51	
167	●	島々公民館	松本市安曇757	80	80	
168	●	安曇小中学校	松本市安曇964	4032	437	
169	●	基幹集落センター及び安曇体育館	松本市安曇2741-1	489	347	
170	●	安曇保育園	松本市安曇2741-1	2601	72	
171	●	大野川小中学校	松本市安曇3886-1	4315	505	
172	●	乗鞍保育園	松本市安曇4017-7	107	76	
173	●	乗鞍体育館	松本市安曇4017-4	380	272	
174	●	乗鞍観光センター	松本市安曇4306-5	193	139	
175	●	グレンパークさわんど	松本市安曇4144-17	86	61	
176	●	白骨温泉案内所・休憩所	松本市安曇4197-16	16	11	
177	●	上高地観光センター	松本市安曇4468	70	50	
178	●	上高地アルペンホテル	松本市安曇4469-1	385	275	
179	○	沢渡駐車場(第1駐車場)	松本市安曇4157	10000		
180	○	沢渡駐車場(第2駐車場)	松本市安曇4162-1			
181	○	沢渡駐車場(第3駐車場)	松本市安曇4161-2			
182	○	沢渡駐車場(第4駐車場)	松本市安曇4144-18			

No.	区分	施設・場所名	所在地	想定収容人数 (人/2㎡)	想定収容人数 (人/3㎡)	要援護者優先
183	○	番所運動場	松本市安曇3974-7	4610		
184	○	乗鞍観光センター駐車場	松本市安曇4306-5	6000		
185	○	白骨運動場	松本市安曇白骨	200		
186	○	横尾山荘(※冬期は除く)	松本市安曇上高地	24		
187	●	奈川寄合渡体育館	松本市奈川980	174	124	
188	●	奈川生活改善センター	松本市奈川980	47	32	
189	●	奈川木曾路原体育館	松本市奈川1044-16	311	222	
190	●	奈川デイサービスセンター	松本市奈川1575	53	39	○
191	●	奈川小中学校	松本市奈川2281	2593	402	
192	●	文化センター・夢の森	松本市奈川3301	2143	172	
193	○	奈川総合グラウンド	松本市奈川1044-342	4650		
194	●	梓川デイサービスセンターなごみ荘	松本市梓川上野379-1	70	49	
195	●	梓川小学校	松本市梓川755	7892	1068	
196	●	梓川中学校	松本市梓川800-2	6642	710	
197	●	梓川西保育園	松本市梓川2348-7	210	146	
198	●	梓川公民館	松本市梓川2285-1	157	111	
199	●	梓川福祉センター	松本市梓川2283-2	150	106	○
200	●	梓川保健センター	松本市梓川2288-3	360	255	
201	●	梓川東保育園	松本市梓川倭566-1	194	135	
202	●	アカデミア館	松本市梓川倭566-12	210	149	
203	●	松香寮・梓水苑	松本市梓川倭4262-1	4675	126	
204	○	ふるさと公園多目的グラウンド	松本市梓川6970-1	4500		
205	●	扇子田アリーナ・運動公園	松本市波田230-1	25638	456	
206	●	波田ひがし保育園	松本市波田8128-1	116	81	
207	●	波田高等学校	松本市波田10000-1	11486	346	
208	●	波田学院	松本市波田4417	200	143	
209	○	波田学院校庭	松本市波田4417-9	4500		
210	●	みつば保育園(こどもプラザ併設)	松本市波田6861	304	214	
211	●	波田保健福祉センター	松本市波田6908-1	559	399	○
212	●	波田体育館	松本市波田10098-1	330	235	
213	●	波田小学校	松本市波田10286-1	6902	994	
214	●	波田中学校	松本市波田10145-1	9116	790	
215	●	波田公民館	松本市波田4417-1	217	153	
216	○	波田中央運動広場	松本市波田4417-178	5500		
217	●	測東保育園	松本市波田4179	100	71	

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続  
その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)  
(最終改正 平成27年9月16日総務省令第76号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が相当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第4号により記載した書面(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が相当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月16日総務省令第76号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1及び2 略

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望したい
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答希望したい
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか ○で囲んでください。	同意する  同意しない
※備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に使用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面より形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対する回答することへ同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資・医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面より形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照 会 を す る 理 由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人・職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ _____ ）
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。



## 安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日  総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 69 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（第 52 条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第 1 から別記様式第 3 まで及び別記様式第 4 のとおりとする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 25 年 10 月 1 日）から施行する。

別記様式第 1

収用第	号	公 用 令 書				氏名		
						住所		
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律				第 81 条第 2 項		
		の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。				第 81 条第 4 項		
		(理由)				第 183 条において準用する第 81 条第 2 項		
		年 月 日				第 183 条において準用する第 81 条第 4 項		
						処分権者 氏名	印	
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第2

保管第	号	公 用 令 書	氏名 住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項	
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 (理由)				
年 月 日				
				処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第3

使用第	号	公 用 令 書	氏名 住所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			第82条 第183条において準用する第82条	
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。 (理由)				
年 月 日				
				処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



## 火災・災害等速報実施要領関係

●火災・災害等速報実施要領（昭和 59 年 10 月 15 日 消防災第 267 号消防庁長官）抄

### ●第 1 総則

#### 4 報告方法及び様式

##### (1) 様式

ア 火災等速報

##### イ 救急・救助事故等速報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等速報を行うべき火災又は特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害速報

### 第 2 速報基準

#### 3 武力攻撃災害速報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式（注 様式第 3 号）を用いて報告すること。

1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

### 第 3 直接速報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合も含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 3 武力攻撃災害速報

第 2 の 3 の 1)、2) に同じ。

### 第 4 記入要領

<救急・救助事故等速報>

#### 3 第 3 号様式（救急・救助事故等）

##### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明のものを含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)
	計 人	{ 重傷 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)	
	不明		
救助活動要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

## 用語解説

あ行

### ● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

### ● 受入地域

他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。

### ● NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

### ● NBC災害（エヌ・ビー・シー災害）

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のこと。

### ● Em-N e t（エムネット）

緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報をLGWAN（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム

### ● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

### ● 救援物資

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

### ● 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

### ● 緊急処理事態対策本部

緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。事態対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法16条）の規定は準用されない。

### ● 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法※第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

※ 事態対処法



「武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものとされており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。 → ● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

● 国民の保護に関する基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。更に、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。

基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

県及び指定行政機関が政府が定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び

設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ行

● J - A L E R T (ジェイアラート)

全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を經由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所および地方防衛局が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）

- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

<主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

<主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）

<主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

#### ● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

#### ● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

た行

#### ● 対策本部長

事態対処法第10条に定める「事態対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

#### ● ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

#### ● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

#### ● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

#### ● トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は行

● 非常通信協議会

非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

長野県には、信越地方非常通信協議会が設置されている。

● 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

● 避難行動要支援者

要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。

● 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

● 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと（住民の避難の経路となる地域を含む。）。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

● 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

● 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていると思われることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

や行

● 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者。例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。